

国保の高額療養費制度が改正されます

70歳未満の所得区分と限度額が変わります

今まで3段階だった所得区分が平成27年1月から5段階に細分化され、限度額も所得要件に応じた金額になります。

自己負担限度額（月額）		平成27年1月からの所得区分		区分	3回目までの限度額	4回目以降 ^{*2}	
上位所得者	所得 ^{*1} が901万円を超える	新	ア	新	イ	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	所得が600万円を超え901万円以下					167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	所得が210万円を超え600万円以下	ウ	新	エ	オ	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	所得が201万円以下(住民税非課税世帯除く)					57,600円	44,400円
住民税非課税世帯						35,400円	24,600円

※1 所得=総所得金額等 - 基礎控除(33万円)
 ※2 過去12か月以内に、同世帯での支給が4回以上あった場合

平成27年1月からの自己負担額の計算例

所得区分：ウ(210万円を超え600万円以下の区分) 40歳のAさんの場合

～入院して1か月の医療費総額が100万円かかった場合～

通常3割負担なので、30万円の支払いに…なるところが

《限度額を計算》80,100円+(100万円-26万7千円)×1%=87,430円(限度額①)

- ◎「限度額適用認定証」を提示した場合、窓口での支払いが限度額①87,430円となります。
- ◎「認定証」を提示できなかった場合、役場へ高額療養費の申請をすると、300,000円-87,430円(限度額①)=212,570円があとから支給されます。

●70歳以上74歳まで(国民健康保険)と後期高齢者の自己負担限度額(変更ありません)

70歳以上の方には外来だけの限度額も設けられています。

区分Ⅱ、区分Ⅰの方は、入院時の食事代も減額されます。

所得区分	負担割合	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位) (70歳以上の国保または後期の人の分を合算)
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(4回目以降44,400円)
一般	1割	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯		区分Ⅱ	8,000円
	区分Ⅰ		15,000円

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎(574) 2214

後期高齢者医療保険・国民健康保険

高額介護合算療養費の制度について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったとき」と、「介護保険のサービスを利用したとき」の1年分の自己負担額を合算した金額が、下記の表(①～③)の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者(後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険)から支払われます。

A 医療費の自己負担 B 介護サービス費の自己負担

C 高額介護合算療養費

AとBの自己負担額を合算し、左表の基準額を超えた分が支払われます。

1年分の自己負担額の計算期間
8月1日～翌年7月31日

①後期高齢者の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円 区分Ⅰ 19万円

②70歳以上74歳まで(後期高齢者を除く)の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額
3割	現役並み所得者	67万円
	一般	56万円
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ 31万円 区分Ⅰ 19万円

③70歳未満(後期高齢者を除く)を含む場合

区分	自己負担額の合計の基準額
上位所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

支給額が、500円未満の場合は支給されません。
 住民票上同一世帯でも、加入している健康保険が異なると合算できません。
 医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担区分が適用されます。

- 上位所得者
世帯全員の被保険者の所得金額の合計額が600万円を超える世帯の方(今年度は、改正前区分適用)
- 現役並み所得者
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方
- 住民税非課税世帯
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税で区分Ⅱに該当しない方
区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち
 - ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方
 - ・老齢福祉年金を受給されている方

<申請手続き>

平成25年8月から平成26年7月まで町国民健康保険、後期高齢者医療保険加入のみの方で対象となる方には、申請のご案内をいたします。

その他の健康保険(健保協会など)に加入されている方などは、介護保険での自己負担額証明書とともに各保険者へ申請することになります。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎(574) 2214
 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011(290) 5601